別表六(三十三)を別表六(三十六)とする。

別表六(三十四)の表中「調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)」を「調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉗」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉓」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉖」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉒」)」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第五号を次のように改める。

5　「翌期繰越額 ㉙－㉚ ㉛」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(三十四)を別表六(三十九)とする。

別表六(三十五)の表中「調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)」を「調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉘」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉔」)」に改め、同表を別表六(三十)とする。

別表六(三十六)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「供用年度のリース特別控除額(別表六(三十七)「6」の供用年度分)」を「供用年度のリース特別控除額(別表六(三十二)「6」の供用年度分)」に、「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額(別表六(三十七)「7」の合計)」を「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額(別表六(三十二)「7」の合計)」に、「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額(別表六(三十七)「9」の供用年度分)」を「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額(別表六(三十二)「9」の供用年度分)」に改め、同表の記載要領第1号中「以下この記載要領」を「次号」に改め、「又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項（中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合」を削り、同第11号ロ中「又は第68条の11第6項」を削り、同号㈡中「又は第68条の12第6項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）」を削り、同号㈢中「又は第68条の14第6項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）」を削り、同号㈣中「又は第68条の15第6項（情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）」を削り、同号⑤を削り、同号⑥中「。⑹において「平成18年改正法」という。」を削り、「平成18年改正法第13条」を「同法第13条」に改め、「(⑹において「平成18年旧措置法」という。)」及び「又は平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年旧措置法第68条の15第11項（リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）」を削り、同号⑥を同号⑤とし、同表を別表六(三十一)とし、同表の次に次の一表を加える。